



cutting through complexity

「収益認識に関する新基準の発効前の改訂は避けられず、またIFRSとU.S. GAAPとでは異なる改訂が行われることになると思われる」

ーKPMGグローバルIFRS
収益認識リーダー
Prabhakar Kalavacherla (PK)



収益認識の新基準の改訂に関する動向

本ニュースレターでは、収益認識に関する新基準に関して、2015年2月に行われた審議の概要及び実務への影響について解説します。

収益認識に関する新基準（以下、新基準）が共同で公表されてからまだ1年もたたないうちに、IASBとFASB（以下、両ボード）では、早くも基準改訂の気運が高まっている。

両ボードは2015年2月の会議で、ライセンス及び独立した履行義務の識別について新基準の改訂案を公表することで合意した。これらの改訂は、メディア、医薬品、ソフトウェア、電気通信を含む幅広い業界において生じ得る適用上の論点に対処するためのものである。

FASBは、IASBよりも広範で詳細な改訂を提案している。ただし、両ボードは、それらの改訂案は新基準を明確にすることを目的としており、基礎となる原則を変更することを意図したものではないことを強調した。

主な改訂案の内容は以下のとおりである。

- **ライセンス**: ライセンスの性質の評価方法、及びライセンスから生じる収益を一定の期間で認識するか一時点で認識するかを明確にするための改訂案は、IASBとFASBで異なる。
- **売上高ベース及び使用量ベースのロイヤルティ**: IASBとFASBは、売上高ベース及び使用量ベースのロイヤルティに関する例外規定をどのような場合に適用するか、及び単一のロイヤルティを会計目的で分割してはならないことを明確にするための改訂を提案している。
- **独立した履行義務の識別**: FASBは新基準を改訂し、約束した財またはサービスが別個のものであるか否かを評価するための要件を明確にし、設例を追加することを提案している。他方、IASBは設例を追加するが、新基準を改訂しないことを提案している。

FASBはさらに、ライセンス及び独立した履行義務の識別に関して、上記以外にも多数の改訂を提案しているが、IASBはそれらの改訂は必要ないと決定している。

収益認識プロジェクトの動向

これまでの経緯

IASBとFASB（以下「両ボード」）は、2014年5月28日、収益認識に関する新たな基準書（IFRS第15号及びASC Topic 606「顧客との契約から生じる収益」）（以下、新基準）を合同で公表した。新基準により、IFRS及びU.S. GAAPにおける現行の収益認識に関するガイダンスのほとんどが差し替えられる。

これと同時に、両ボードは、収益認識に関する合同の移行リソース・グループ（Transition Resource Group for Revenue Recognition, TRG）を組成した。TRGの主な目的は以下のとおりである。

- 新基準の適用から生じる利害関係者にとっての課題を収集し、分析及び審議を行う。
- それらの適用上の論点について、両ボードが対応すべき論点があるか、ある場合には、どのように対応するべきかを両ボードが決定するのに役立つ情報を提供する。
- 利害関係者が実務の適用に関与する他者から新基準を学ぶためのフォーラムを開催する。

TRGは両ボードに助言を行うが、基準を策定する権限は有していない。TRGメンバーには、様々な業種及び地域から参加した、U.S. GAAP及び（または）IFRSにおける収益認識の知識と経験を有する監査人、財務諸表作成者及び財務諸表利用者が含まれる。TRGメンバーにはKPMGパートナーが2人含まれている。

TRGはすでに、2014年7月、2014年10月及び2015年1月と、会議を3回開催している。2017年または2018年までに年間約4回の会議を開催する予定である。

TRGの討議では、これまでに検討したほとんどの論点については、利害関係者が新基準を理解し、適用できるはずであるとされた。ただし、一部のケースについては、実務にばらつきが生じる可能性があるため、以下の論点については、両ボードでさらに検討することとされた。

- ライセンス
- 独立した履行義務の識別
- 企業が代理人と本人のいずれとして活動しているのかの判定

[TRGのアジェンダ・ペーパー](#)は公表されており、会議もすべて公開で開催されている。TRGがこれまでに討議した論点の概要は、このニュースレターの巻末に記載されている。

2015年2月の会議

両ボードは2015年2月の会議において、TRGから提起された、ライセンス及び履行義務の識別に関する論点にどのように取り組むかを検討した。

両ボードはこの会議で、以下の事項に関して新基準の改訂を提案することで合意した。

- 知的財産のライセンスの性質の決定に関するガイダンスの明確化
- 売上高ベース及び使用量ベースのロイヤリティに関する例外規定をどのような場合に適用するかを明確化
- 約束した財またはサービスが、契約の観点において別個のものであるか否かに関する設例の追加

FASBはさらに、ライセンスに関するガイダンスをどのような場合に適用するのか、ライセンスにおける契約上の制限が及ぼす影響、及び約束した財またはサービスを識別する際の重要性の評価を明確にすることを決定した。FASBはまた、履行義務の識別に関するガイダンスを明確にすること、及び特定の輸送サービスについて会計方針の選択を導入することにも合意した。

IASBとFASBはいずれも、改訂案を公表しコメントを募集する予定である。IASBは、将来のTRG会議及びIASB会議で提起される可能性のある追加の改訂を検討したうえで、単一の公開草案を公表する予定である。他方、FASBは、現在の提案に関する公開草案を近日中に公表する予定である。両ボードは新基準の適用日について、2015年第2四半期に討議する予定である。

さらに両ボードは、新基準の適用日（現在、U.S. GAAPを適用する公開企業及びIFRSのもとでは2017年とされている）を延期するか否かについて、利害関係者とのアウトリーチ活動を実施しているとした。両ボードはこのアウトリーチ活動の結果について2015年第2四半期に討議する予定である。

内容

2015年2月の決定の一覧	2
ライセンスの性質の決定	2
売上高ベース及び使用量ベースのロイヤリティに関する例外規定	2
ライセンスに関するその他の論点	2
「契約の観点において別個のものである」という要件	2
履行義務に関するその他の論点	2
TRGが討議した論点	2

2015年2月の決定の一覧

両ボードはライセンス及び履行義務の識別に関する改訂を提案することで合意した

論点	IASBの決定	FASBの決定
ライセンス		
ライセンスを付与する企業の約束の性質の決定方法	ライセンスの収益を一定の期間にわたって認識するか、一時点で認識するかを判定するための現行の要件の適用を明確にする。	ライセンスをその性質により、機能性知的財産（一時点で認識する）と象徴的知的財産（一定の期間にわたって認識する）に分類する。
売上高ベース及び使用量ベースのロイヤリティに関する例外規定をどのような場合に適用するのか	ライセンスがロイヤリティに関連する支配的な項目である場合は常に、例外規定を適用すること、及び単一のロイヤリティを会計目的で分割してはならないことを明確にする。	
ライセンスが別個のものではない場合、ライセンスに関するガイダンスを適用するか否か	検討しない。	ライセンスが別個のものではない場合でも、収益認識の一般規定を適切に適用するために、ライセンスの性質を判定することが必要となるケースがあることを明確にする。
契約上の制限が約束の識別にどのように影響を及ぼすのか	検討しない。	契約上の制限はライセンスの属性であり、契約に含まれる約束の数の識別には影響を及ぼさないことを明確にする。
履行義務の識別		
どのような場合に、約束した財またはサービスが「契約の観点において別個のものである」のか	このガイダンスの適用に関する設例を追加する。	このガイダンスの適用に関する設例を追加する。 「別個に識別可能」という原則を明確にする。 「別個に識別可能」であることを示唆する要因を、上記の文言の明確化と整合させる。
約束した財またはサービスをどのように識別するのか	検討しない。	契約に含まれる独立した履行義務を識別する際に、契約レベルで重要性を評価することを明確にする。
輸送サービスを、約束したサービスとして会計処理すべきか	アウトリーチ活動を実施する。	支配の移転前の輸送活動は履行活動であることを明確にする。 支配の移転後の輸送活動を履行コストとみなすことを企業に認める会計方針の選択肢を追加する。

ライセンスの性質の決定

両ボードはライセンスに関するガイダンスを改訂することを提案しているが、その方向はIASBとFASBで異なる

【論点】

ライセンスを付与するという約束の性質をどのように決定するのか

知的財産のライセンスから生じる収益を一定の期間にわたって認識すべきか否かを判定するために、企業は特に、顧客が権利を有する知的財産への関与を企業が継続し、著しい影響を与える活動を行うか否かを検討する。この要件を満たすためには、企業の活動が知的財産のどのような属性（すなわち、形式、機能性及び（または）価値）に著しい影響を与えていなければならないのかという疑問が利害関係者から寄せられた。

2014年10月のTRG会議で、「著しい影響を与える」という文言は、知的財産の形式や機能性に対する変更だけでなく、その他の重大な変更も含めることを両ボードが意図しているとTRGメンバーの多くが理解していた。それらのTRGメンバーは、価値は検討すべき要因となり得るが、価値に対する活動が知的財産に著しい影響を及ぼすと結論付けるためには、高い閾値を満たすべきだとの見解を示した。

ただし、TRGメンバーは、新基準の文言ではこのような解釈は明確ではため、実務においてばらつきが生じ得ると懸念している。

【両ボードの決定】

IASBは「有用性(utility)」の概念を導入する

IASBは新基準を改訂し、この要件が、顧客が権利を有する知的財産の有用性に著しい影響を与える活動を行うことを契約が要求しているか、または顧客が合理的に期待していることであると明確にすることを提案することで合意した。有用性は、以下のいずれかの場合に影響を受けるとIASBは考えている。

- 企業の活動により、知的財産の形式（すなわち、デザイン）または機能性（すなわち、取引を処理する能力、機能や役割を履行する能力または上映や放送する能力）が変化する。
- 知的財産の価値のほぼすべてが、企業の活動からもたらされるか、またはそれらの活動に依存している（例：商標名）。

ライセンスが同一契約内の他の財またはサービスと区別できない場合、このライセンスの要件は適用されず、結合後の契約の束に関する認識パターンに従って収益を認識することになる。

IASBは、知的財産が重要な独立した機能性を有する場合には、企業の継続的な活動は、知的財産の有用性に著しい影響を及ぼさないことを明確化するように改訂することも提案している。

FASBは知的財産の新たな分類を導入する

FASBは、以下のとおり知的財産を2つの区分に分類する新たなガイダンスを提案することで合意した。

区分	内容	例
機能性知的財産 (一時点で収益を認識する)	■ 有用性の大部分が独立した機能性からもたらされる知的財産 ■ 継続的な活動は、ライセンスを付与する際の顧客との包括的な約束に含まれない ■ ライセンスは<u>一時点</u>で充足される	■ ソフトウェア ■ 生体化合物や薬物構造式 ■ メディア・コンテンツ（映画、テレビ番組、音楽等）

区分	内容	例
象徴的知的財産 (一定の期間にわたって収益を認識する)	■ 重要な独立した機能性を有していない知的財産 ■ 企業の約束には、企業の知的財産を使用し、そこから便益を享受する権利を顧客に付与することと、知的財産を支援し、維持し続けることの両方が含まれる ■ ライセンスは<u>一定の期間にわたって</u>充足される	■ ブランド ■ チーム名 ■ ロゴ ■ フランチャイズ権

【影響】

収益を認識する時期が明確になる

改訂案により、知的財産から生じる収益をどのような場合に、一定の期間にわたって認識すべきか、または一時点で認識すべきかが明確になる可能性がある。これは、新基準のガイダンスでは、合理的に解釈しても同じ状況について異なる結論に至る可能性があるため、実務にばらつきが生じ得るとの懸念をTRGメンバーが示したことに直接対処するものである。

IASBとFASBは、このガイダンスを明確化するのに、それぞれ別々のアプローチが望ましいとした。IASBのアプローチは、新基準をより少ない文言の変更に留め、既存の原則を拡張するものである。FASBは、分類を示す新たな用語をガイダンスに導入し、ライセンスの種類のリストと、それらのライセンスがいずれの区分に該当するかを示すことにより、FASBの意図するアプローチを幅広く明確にすることを提案している。

IASBとFASBは、それぞれの提案が新基準の原則に従っており、仮にそれぞれの提案が最終化されたとしても、ほとんどの場合、IFRSとU.S. GAAPとで実務に著しい相違が生じることはないと考えている。ただし、両ボードは、企業が、象徴的知的財産に関連しているライセンスを付与した後に重要な活動を行うことが期待されていない場合（例：歴史のあるスポーツチームのブランドを使用するライセンス）、IFRSとU.S. GAAPとで差異が生じる可能性があることを認めている。このような場合、IASBのアプローチでは収益を一時点で認識し、FASBのアプローチでは収益を一定期間にわたって認識することとなり得る。

さらに、IFRSとU.S. GAAPとで新基準の文言が統一されないことにより、意図しない結果が生じるリスクがある。

売上高ベース及び使用量ベースのロイヤルティに関する例外規定

両ボードは、売上高ベース及び使用量ベースのロイヤルティに関する例外規定をどのような場合に、どのように適用するかを明確にすることで合意した

【論点】

どのような場合に例外規定を適用するのか

新基準には、知的財産のライセンスに付された売上高ベース及び使用量ベースのロイヤルティについて、変動対価に関する一般規定の例外が設けられている。この例外規定のもとでは、企業は収益を以下のいずれか遅いほうの時点で認識する。

- その後の売上または使用が発生する。
- 売上高ベース及び使用量ベースのロイヤルティの一部またはすべてが配分された履行義務が充足（または部分的に充足）されている。

この例外規定の適用範囲及び適用方法について疑問が寄せられた。

【両ボードの決定】

ロイヤルティが関連する主要な項目に基づき適用範囲を判定する

両ボードは、ロイヤルティの例外規定を以下のいずれかの場合に適用するという文言を新基準に追加する提案を行うことで合意した。

- ロイヤルティが知的財産のライセンスにのみ関連する。
- ライセンスは、ロイヤルティが関連する主要な項目である。

両ボードはまた、企業は、ロイヤルティを、例外規定が適用される部分と適用されない部分とに分割するべきではない（すなわち、ロイヤルティは全体として例外規定が適用されるか否かが決定される）ことを明確にすることで合意した。

設例

知的財産のライセンスとその他の財またはサービスを含む契約における売上高ベースのロイヤルティ

映画配給会社のD社は、映画興行会社のC社に、映画Fを6週間にわたって上映する権利を付与するというライセンス契約を締結する。D社は、映画館に展示する記念グッズをC社に提供するとともに、その地域のラジオ広告のスポンサーとなる。それと交換に、D社はC社の映画Fのチケット売上の一部を受け取る。

この設例では、C社にとって宣伝活動よりもライセンスから得られる価値のほうが著しく大きいと、D社は、売上高ベースのロイヤルティが関連する主要な要素は、映画Fを上映するライセンスであると結論付けた。

したがって、D社は、売上高ベース及び使用量ベースのロイヤルティに関する例外規定を適用し、映画の権利が移転した日にロイヤルティを前もって見積ったり、その見積額の一部を収益に含めたりすることは要求されない。

【影響】

利害関係者に生じる問題の解決

この明確化により、財務諸表作成者と財務諸表利用者は、ロイヤルティが複数のモデルで会計処理されたとした場合の複雑性を回避することができる。また、ロイヤルティの例外規定における両ボードの当初の論拠とも整合性が図れる。この改訂は、利害関係者から提起された論点に対処したものであり、この改訂により、新基準の適用の統一が促進され、実務への適用が容易となる。

ライセンスに関するその他の論点

ライセンスに関するその他の論点を明確にする必要性について、IASBとFASBは異なる結論に至った

【論点】

ライセンスが別個のものでない場合でも、ライセンスに関するガイダンスが適用されるのか

利害関係者から、どのような場合にライセンスに関するガイダンスを適用するのか(例:ライセンスが別個のものでない場合であっても、企業はライセンスの性質を検討しなければならないのか)という論点が提起されていた。2014年10月のTRG会議で、ライセンスが区別できない場合であっても、結合された履行義務が一定の期間にわたって充足されるのか、一時点で充足されるのかを適切に判定し、一定期間にわたって充足されるのならば、進捗度を測定するために、ライセンスを付与する際の約束の性質を検討することが必要となる場合があるとの見解が、一部のTRGメンバーから示された。

契約上の制限が約束の識別にどのように影響を及ぼすのか

さらに、ライセンスにおける契約上の制限が、契約に含まれる約束の識別にどのように影響を及ぼすのかという論点も提起されていた。例えば、顧客は3年間にわたって映画を上映するライセンスを付与されるが、3年間のうち、上映が特定の法定休日のみに制限されているとする。一部の利害関係者は、この例のような契約では、単一のライセンスと複数のライセンスのいずれを引き渡すことが約束されているのかが、新基準では不明確であるとしている。

【両ボードの決定】

必要な改訂の程度について、IASBとFASBの見解が相違する

IASBは、これらの論点に関して基準書を改訂する必要はないと決定した。IASBのボードメンバーは、どのような場合にライセンスの性質を評価すべきかを判定し、契約上の制限の影響を評価するのに役立つ十分なガイダンスが、すでに新基準に含まれていることに合意した。

他方でFASBは、以下の事項を明確にするための限定的な改訂を提案することに合意した。

- ライセンスを含む結合された履行義務が、一定の期間にわたって充足されるのか一時点で充足されるのか、及び(または)履行義務の進捗度の適切な測定方法に関する一般的なガイダンスを適切に適用するために、独立した履行義務ではないライセンスの性質を判定することが必要となる場合がある。
- 契約上の制限はライセンスの属性であり、契約に含まれる約束した財またはサービスの識別には影響を与えない(すなわち、制限はライセンスの範囲を限定するものであり、制限によって契約に含まれる約束の数は変更されない)。

両ボードは、契約上の制限に関する上述の例において、単一のライセンスとして会計処理することで合意している。

【影響】

IFRSとU.S. GAAPとで基準の文言が異なる

これらの決定により、FASB ASC Topic 606にはIFRS第15号よりも詳細なガイダンスが含まれることになり、新基準の文言がIFRSとU.S. GAAPとで相違することになる。ただし両ボードは、両基準で文言が相違したとしても、IFRSを適用する企業は、改訂後のU.S. GAAPを適用する企業と同一の結論に達することになると考えている。

「契約の観点において別個のものである」という要件

両ボードが、履行義務の区分に関するガイダンスがどのように適用されることを意図していたのかを示すガイダンスが追加される

【論点】

どのような場合に、約束した財またはサービスが「契約の観点において別個のものである」のか

新基準のもとでは、契約に含まれる他の約束から別個に識別できる(すなわち、約束した財またはサービスが契約の観点において別個のものである)場合にのみ、約束した財またはサービスを独立した履行義務として会計処理する。新基準には、この要件を満たすか否かを判定する際に企業が考慮すべき指標が含まれている。

しかし、2014年10月のTRG会議で、これらの指標のうち、財またはサービスが、「契約で約束した他の財またはサービスに高度に依存しているか、相互関連性が高い」ことについて利害関係者間で見解が相違することから、実務にばらつきが生じ得ることが示された。

例えば、機械を顧客の敷地に据え付けることが必要な場合、据付けが行われなければその機械は機能しないこと、及び(または)据付サービスは、その機械が正しく移転されることに依存することから、機械を移転する約束と機械を据え付ける約束は、契約の観点において区別できないと一部の利害関係者は考えている。

【両ボードの決定】

両ボードは追加的な設例を策定するが、明確な文言を追加するのはU.S. GAAPのみである

FASBは、新基準を以下の3つの方法で明確にするガイダンス案に合意した。

- 約束した財またはサービスを別個に識別できるかを検討する目的が、企業の顧客への約束の性質が、主として以下のいずれを移転するものであるかを判定することであることを明らかにするために、「別個に識別できる」という原則を明確にする。
 - 別個の財またはサービスのそれぞれ(すなわち、複数のアウトプット)
 - これらの個々の財またはサービスを組み込んだ結合後の項目(すなわち、複数のインプットが結合された項目)
- 約束した財またはサービスが(単にいずれか一方がその性質からもう一方に依存しているのみではなく)互いに著しく影響し合っているか否かを評価しなければならないことを明確にするために、指標を上記で明確化する原則と整合させる。
- 約束した財またはサービスが契約の観点において別個のものであるか否かに関する設例を追加する。

IASBは設例を追加することに合意したが、新基準のその他の部分については改訂しないことを決定した。

IASBは、利害関係者の教育及びすでに新基準に含まれている文言を説明することにより、この論点に対処できると考えている。

設例

設備と消耗品

企業Xは、市販の設備とその設備に関連する専用の消耗品を顧客に提供する契約を締結した。この設備は消耗品がなければ機能しない。この消耗品はX社のみが製造しているが、別個に販売されており、他の企業から容易に入手できる(例:X社の製品を扱う代理店等の小売業者から購入する)。

この設例では、設備と消耗品は互いに別個のものであり、この約束は契約の観点においても別個のものであるとX社は判定する。X社はこの設備と消耗品を用いて結合されたアウトプットを創出する重要な統合サービスを提供しておらず、またいずれの約束も、他方の約束を、別個に販売しているときの状態から著しくカスタマイズしたり変更したりしない。したがって、消耗品は設備の移転に依存する(すなわち、設備がなければ無用となる)が、互いに著しく影響し合っていない(すなわち、結合されたアウトプットのための複数のインプットではない)ため、高度に依存しておらず、また相互関連性も高くない。

したがって、X社は設備と消耗品とは別個のものであり、独立した履行義務として会計処理すると結論付ける。

【影響】

完全なコンバージェンスはもはや達成されないことになる

新基準に設例を追加することにより、両ボードが、どのように履行義務の識別のガイダンスを適用することを意図しているのかを理解しやすくなる。ただし、設例に用いる前提条件を慎重に選択し、設例で示される結論を新基準のガイダンスの適用とリンクさせることが重要となる。

両ボードの決定により、IFRSとU.S. GAAPで新基準の文言が統一されないことになり、予期しない結果が生じるリスクがある。

履行義務に関するその他の論点

新基準により、現行基準に比べて、識別される約束された財またはサービスの数が著しく増加することはないと見込まれている

【論点】

約束した財またはサービスの識別方法

契約で約束した財またはサービスのうち、現行のガイダンスのもとでは構成要素とはされない、はるかに多くの追加的な財またはサービス（例：コールセンターを通じて製品の質問に応えるために待機義務や、定期的に口座明細書を送付する約束）が、新基準のもとでは識別が要求されるのかという疑問が、一部の利害関係者から提起された。

両ボードは、形式的または重要でないとみなされ得る履行義務の会計処理を明示的に免除しないと決定しており、米国からは特に、これに対する懸念が寄せられた。

輸送サービスを単一の約束したサービスとして会計処理すべきか

関連する財の支配が移転した後に行う輸送サービスを、単一の約束したサービスとして会計処理すべきか、それとも財を顧客に引き渡す約束を履行するためのコストとして取り扱うべきかについて、利害関係者の見解にばらつきがある。

両ボードは、輸送が単一の約束したサービスとなり得ると考えているか、考えている場合には、実務において適用が困難となり得る状況に対応するために免除規定を追加すべきか、という論点も利害関係者から提起された。

【両ボードの決定】

FASBは、US GAAPに免除規定を設ける

IASBは、TRGメンバーのほとんどが、新基準により識別される約束した財またはサービスの数が著しく増加することはないと考えていることを示し、重要でないまたは形式的な履行義務に関して基準を改訂する必要はないと結論付けた。IASBは輸送に関する論点についてアウトリーチ活動を実施する予定である。

他方、FASBは、実務への適用が困難とならないよう、新基準を以下のように改訂する提案に合意した。

- 契約で約束した項目または活動を、約束した財またはサービスとして識別すべきかを判定する際に、契約レベルで重要性を評価することを明確にする。
- 財の支配の移転後に行う輸送を、履行コストとして会計処理することを認める会計方針の選択を導入する。

【影響】

アプローチは相違するが、結果は相違しないと予想される

両ボードは、重要性に関するFASBの改訂案により、IFRSとU.S. GAAPにおける会計上の結果が著しく相違することにはならないと予想していると述べた。

IASBが最終的に輸送サービスについてIFRS第15号を改訂しないと結論付けた場合、IFRSを適用する企業が輸送を単一の約束したサービスとして識別するが、U.S. GAAPを適用する企業はそれを履行コストとして取り扱う会計方針を選択した場合、IFRSとU.S. GAAPとで会計結果に差異が生じる可能性がある。

TRGが討議した論点

開催日	TRG アジェンダ・ペーパーの番号	審議された論点	結論
2014年 7月18日	1	総額表示と純額表示: 代理人の指標	FASBスタッフが追加の調査とアウトリーチ活動を実施する
	2	総額表示と純額表示: 顧客への請求額	FASBスタッフが追加の調査とアウトリーチ活動を実施する
	3	ライセンスとライセンス以外の財またはサービスが含まれる契約に付された売上高ベースまたは使用量ベースのロイヤルティ	2015年2月の合同会議で討議された
	4	資産計上された契約コストの減損テスト	さらなる検討は行われない見込み
2014年 10月31日	5	2014年7月の会議で討議された論点の概要及び次のステップ	該当なし
	6	追加的な財またはサービスに関する顧客のオプション及び返金不能の前払報酬	さらなる検討は行われない見込み
	7	契約資産または契約負債の表示	さらなる検討は行われない見込み
	8	知的財産のライセンスの性質の決定	2015年2月の合同会議で討議された
	9	「契約の観点において別個のものである」という要件	2015年2月の合同会議で討議された
	10	契約の強制可能性及び解約条項	さらなる検討は行われない見込み
2015年 1月26日	11	2014年10月の会議で討議された論点の概要及び次のステップ	該当なし
	12	顧客との契約で約束した財またはサービスの識別	2015年2月の合同会議で討議された
	13	回収可能性	両ボードはさらに検討する予定 *
	14	変動対価	さらなる活動は行われない見込み
	15	現金以外の対価	両ボードはさらに検討する予定
	16	待機履行義務	さらなる検討は行われない見込み
	17	イスラム金融取引	IASBアドバイザリー・グループとともに引き続き討議する予定
	18	重要な権利	2015年3月のTRG会議でさらに討議する予定
	19	顧客に支払われる対価	2015年3月のTRG会議でさらに討議する予定
	20	重大なファイナンス要素	2015年3月のTRG会議でさらに討議する予定
	21、22	リサーチ・プロジェクトのアップデート(知的財産のライセンス及び履行義務の識別)	2015年2月の合同会議で討議された
	23	契約獲得の増分コスト	さらなる検討は行われない見込み
	24	移行措置: 契約変更	両ボードはさらに検討する予定

* 履行義務をすでに充足しており、対価の一部(ただし、ほとんどすべてではない)を受け取った場合の会計処理に関して提起された懸念への対処についての、さらなる検討が実施される可能性がある。

討議された論点の詳細な概要、TRGメンバーが示した見解、及びそれらの論点についてのFASB/IASBスタッフの見解、及びそれらの論点に関して両ボードが予定している次のステップ(該当する場合)については、[アジェンダ・ペーパー5](#)、[アジェンダ・ペーパー11](#)及びアジェンダ・ペーパー25(未公表)を参照のこと。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人 IFRSアドバイザリー室

Azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG KFRG Limitedが2015年2月に発行した「IFRS Newsletter- Revenue」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS収益認識ニュースレター(IFRS – Revenue Newsletter)は、KPMGが提供する、収益認識プロジェクトに関する最新情報です。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。